

破産法違反被告事件に関する当社代表取締役竹原の見解

2021年12月20日

公訴事実第1から第3まで全て否認します。

AWHと両組合との間で土地賃貸借契約を終了する旨の作成日付を遡らせた確認書を締結したこと、からオーロラ及びグッドリゾートにホテル建物を含むAWHの財産及びホテル運営事業を譲渡する旨の事業譲渡契約書を、日付を遡らせて作成したことは事実です。

しかし、平成30年5月16日付けでAWHからグッドリゾート等に対してホテル建物を含むAWHの財産及びホテル運営事業を譲渡したことは、間違いのない事実ですから、AWHからグッドリゾート等へのホテル建物の譲渡を仮装したなどという事実はありません。

また、平成30年5月16日にホテル建物がAWHからグッドリゾート等に譲渡されたことによって、その敷地の利用権もこの日にグッドリゾート等に移転され、この時点で既にAWHはホテル建物の敷地利用権を失っていますので、令和元年10月12日になってはじめてAWHがホテル建物敷地の利用権を喪失したというのも間違いです。

私は、AWHの97.2%の株式を保有する大株主であるオーロラの一人株主として、AWHの経営全体を支配していたものであり、AWHの実質的な経営者でした。

私は、多額の債務を抱えたAWHにおいて淡島ホテルの経営を続けていくのでは、淡島ホテルの会員の皆さまの期待に沿うようなホテル運営はできないと考えたことから、生山や、AWHの名目上の代表取締役であった古矢らに相談することなく、AWHではなくオーロラグループで淡島ホテルの経営を行っていくことを決断し、そのため、AWHの実質的な経営者として、AWHからグッドリゾート等に対し、平成30年5月16日にAWHのホテル建物を含むAWHの財産及びホテル運営事業を譲渡したものです。

私どもオーロラグループは、これまで、淡島ホテル再建のために4億円を超える資金を拠出してきました。淡島ホテルの再建は、このようなオーロラグループでなければ成し遂げられません。

淡島ホテルの元支配人らが、破産管財人の管理の下でホテル運営を行っていくという報道に接しましたが、そのようなことでは淡島ホテルの経営はいずれ必ず行き詰まり、ホテル会員の皆さまを悲しませる結果となってしまいます。

裁判所におかれては、なるべく早く公明正大なご判断をいただき、再び、私どもオーロラグループの手で淡島ホテルの再建を担わせていただければ幸いです。心よりお願い申し上げます。

以上